郵便送金業務に関する約定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十七号

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件とし、特に、金融包摂を促進するため及び指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適応した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するため、同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一部　郵便送金業務に適用される共通の原則

第一章　総則

第一条　この約定の範囲

1　加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自国の領域において提供され、又は認められるよう最善の努力を払う。

1.1　現金為替　差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.2　払出為替　差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3　払込為替　差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することを請求する。

1.4　郵便振替　差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

1.5　代金引換為替　代金引換郵便物を受け取る者は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、又は自己の口座からの払出登記を指図し、代金引換郵便物を差し出す者が指定した金額の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物を差し出す者に払い渡すことを請求する。

1.6　緊急為替　差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で郵便送金指図を預け入れ、当該郵便送金指図を三十分以内に送達すること及び名宛国の指定された事業体の業務が利用できる拠点（当該拠点の一覧表に従う。）で、その為替金の全額を、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

2　この約定の実施のための手続については、この約定の施行規則に定める。

第二条　定義

1　「権限のある当局」とは、自国の法令によって与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自国の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができる。

2　「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3　「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によって得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によって行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4　「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5　「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があった場合には必要な措置をとることである。

6　「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによって、関係する主体の借方又は貸方の持高に応じて一回限りの決済を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7　「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8　「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であって、当該口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9　「犯罪活動」とは、国内法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10　「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11　「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12　「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13　「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。

13.1　利用者の本人確認

13.2　郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.3　郵便送金指図の監視

13.4　利用者に関する情報が最新のものであることの確認

13.5　権限のある当局への疑わしい取引の報告

14　「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によって一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、宛先の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であって、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によって入力されるか指定された事業体の情報システムによって自動的に生成されるかを問わない。

15　「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16　「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17　「電子データ交換（ＥＤＩ）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。